

## 富山県と第一生命保険株式会社との連携と協力に関する包括協定書

富山県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民の健康増進や県民サービスの向上に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民の健康増進や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康寿命延伸に関すること
- (2) スポーツ振興に関すること
- (3) セカンドライフの充実・介護・高齢化に関すること
- (4) ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進に関すること
- (5) 中小企業支援に関すること
- (6) 観光振興、観光情報に関すること
- (7) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (8) その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、他の地方自治体や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1か月前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月10日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

石井 隆一 (自署)

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13-1

第一生命保険株式会社

代表取締役社長

渡邊 光一郎 (自署)